

西脇市議会基本条例素案に対し、頂いたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間：平成24年10月10日 ～ 31日

2 提出件数：12件（3名）

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの（0件）

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(2) 既に盛り込み済みのもの（9件）

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
第2条	議会の活動原則	「市民の意見を反映した」について、どのようにして「意見」を求めるのか。	1	第5章 市民と議会との関係 第15条（基本原則）で「広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない」と義務規定し、具体的方法の一環として第16条（一般会議）、第18条（議会報告会）を開催することを定めています。
第3条 第2項	議員の活動原則	すばらしい内容である。「市政の課題」をすばやく広報する方策をご検討願います。	1	第5章 市民と議会との関係 第15条（基本原則）第2項で「情報公開」と「説明責任」の徹底を謳い、第17条（情報公開の推進）の各項により情報の一層の公開を進めます。 「すばやく広報する」ことは、議会のインターネット中継や録画配信をご覧いただき、議会の傍聴へも是非お越し下さい。
第2章 及び第6条	議会及び議員の活動原則、議案等の審査及び調査	第3条に謳われているとおり「議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表者」である。選ばれた以上、普段の議員活動について細部まで相談していただかなくても良いと考える。市を皆さんの家庭と置き換えて考えてみて下さい。日常の小事は家族全員集めて相談しませんが、家の建て替え、自動車の購入などの多額の費用がかかることや、子どもの進学や就職など、今後の人生を左右するような大きな問題に対しては、家族全員や学校の先生、兄弟親戚に相談することもあると思う。 現在進行中の図書館の移転計画や農産物直売所の運営については事業計画とリフォームする場合の費用の比較や収支の見込みと根拠などを公示し、公聴会を開催したうえで議決をすべきであったと考える。	1	議会の活動原則では、第2条で「議会は、市の意思決定機関」であること、「市民の意見を反映した政策等の立案、決定及び評価のために」遵守すべき活動原則を定めています。 第6条では、「議案等の審査及び調査に当たり必要があると認めるときは」「公聴会制度」を「積極的に活用する」と規定しています。ご意見にある市政の重大事項に対しては、今後の議決に際して開催を検討することとしています。 なお、第16条（一般会議）第18条（議会報告会）等でも積極的な意見聴取を行うことを規定しています。

第4条	委員会の活動原則	議会の委員会組織には、総務企画、建設経済、文教民生、予算特別等、分けがあると思うが、ある議案が上がったとき、1～8章のどの部分、組織区分のどの分野に振り分けが出来るか心配である。	1	ご意見の内容は、議案が上程されて審査に付すべき委員会への付託についてのご心配ですが、第3章第4条第1項で「その所管に属する議案審査、事務調査、請願等の審査を充実させ」と規定しています。また、解説により、常任委員会の種類、議会運営委員会、特別委員会の性格等を説明しています。各委員会の所管事項と設置については、同第3項で「委員会の運営については、西脇市議会委員会条例で定める」ことも規定しています。
第7条	請願及び陳情	「市民からの請願」「市民からの陳情」の有無が議会に対する信頼の有無になる。	1	市民からの請願・陳情を政策提言と位置付け、提出者から意見を聴く機会を設けます。また、第14条（請願採択への対応）では、市長に請願の趣旨の実現と対応等の報告を求めます。
第4章	議会と市長との関係	議会が可決し、行政が実施した事業について、計画通り進捗しなかった事案や追加負担が必要になった事案について、その要因等の検証と公表を願う。議員には大変だが、そのことが市民の信頼を得られると信じる。	1	第9条で、議会は「市長等の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない」と定めています。第10条では政策等形成過程の説明資料を、第11条では予算・決算の政策説明資料を要求します。この規定により立案から執行までの政策評価と検証等を行い、それを第17条（情報公開の推進）により公表します。
第5章	市民と議会との関係	市民から信頼され親しまれる議会をお願いします。	1	議会改革の集大成として本条例を制定し、特に第5章では信頼され親しみのある議会を目指しています。
第21条第2項	議員の定数	「市民の意見を聴取する機会を設けなければならない」これは、（議員の定数）に限らず、あらゆる政策課題についての原則である。	1	議会の議員定数と報酬の改定については、議会のいわゆる「お手盛り」にならないよう、必ず市民の意見を聴くこととし、安易な議員提案をなくすこととしています。 第5章 市民と議会との関係各条で、意見聴取及び情報公開の徹底に関する手法を規定しており、しっかり運用していきます。
第24条	議会図書室の充実	議会図書室の本を西脇市図書館から検索するシステムを導入できないか。議員活動において活用されることは当然ですが、二次的に市民の利用に供しやすいようにすることも「開かれた議会」の務めだと思う。	1	現在の議会図書室は一般に供するような蔵書数ではありません。検索システムは費用対効果を考えるとできませんが、今後、議会関連図書を充実させるとともに、市民が閲覧できるように努めます。

(3) 反映困難なもの (1件)

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
第1条	目的	「もって」は「さらに」では如何か。	1	「さらに」「安心して生活できる豊かなまち」を実現することは必要ですが、この場合には「もって」は「手段」「方法」を表し、「実現する」につなげています。

(4) 今後の参考とするもの (0件)

条項	項目等	意見等の概要

(5) その他 (2件)

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
前文	市長等との関係	「競い合い」「緊張感の保持」は議会の決意の表れと受け止めたが、「信頼し」「切磋琢磨」の関係を希望する。	1	ご意見は「市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら」という文言の部分で、互いに信頼し向上することを包含していると考えます。 また、議会は行政に対して、いわゆる野党の立場に立っていますので、緊張感の保持は必然性があるとご理解いただきたいと思います。
第5章	市民と議会との関係	前文で「信頼され開かれた議会として使命を果たしていかなければならない」と謳っており、住民の代表としての議会の面目躍如の章だと思ふ。議事のインターネット中継や議事録のほか全員協議会の公開もお願いします。全員協議会で条例や予算案の細部を詰めて、肝心の本会議や委員会が形骸化しないような配慮が必要である。 また、市民の意見を市政に反映させることは大事だが、いわゆる「口利き」が起こらないような仕組みを確立されたい。	1	全員協議会は、地方自治法に定められた会議ではなく、議会内部の非公式な会議であるため、議事公開の原則が適用されません。そのため、仮に会議の結論を得ても、議会の意思決定にはなりません。なお、本市議会では全員協議会で議案の細部を決めるような「事前審査」は禁止しており全く行っていません。全面公開は重要なことですので、貴重なご意見として伺っておきます。 また、ご意見にある「口利き」等が起こらないよう、第7章第26条（議員の政治倫理）で、「議員が行う市長等への口頭による要請等に対し」不当要求にならないよう、市長が記録した文書の提出を議会から求めるものとしています。